

交流及び共同学習

1 交流及び共同学習の推進

小学校学習指導要領

「障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること」

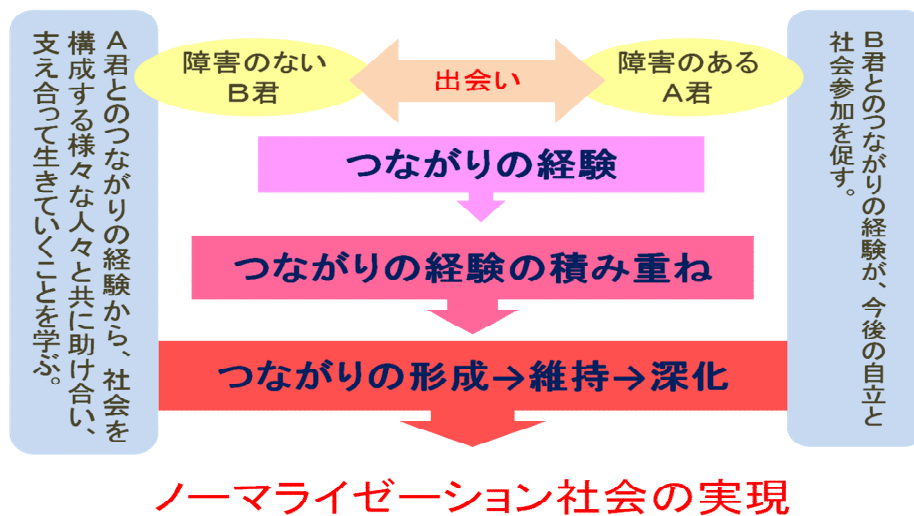
高知県公立小学校特別支援学級設置要項

「通常の学級との交流及び共同学習の時間を設定すること」(第8条)

2 交流及び共同学習とは

学習や生活の場をともにすることによって、生活経験を拡大するとともに社会性を養い、好ましい人間関係を育てながらお互いを正しく理解し、尊重し、支えあう心を育てようとするもの。

交流及び共同学習のイメージ



- * 交流自体を目的とするのではなく、活動目的を共有しましょう！
- * 「障害」そのものの理解よりも、まずは、対象児童生徒の個性や良さを理解することを大事にしましょう！

* 文部科学省HP (http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/010.htm)
に多数の実践例が掲載されています。ご参照ください。

3 交流及び共同学習の進め方

